平成２９年（フ）第８８３号
東京都東久留米市小山２丁目９番17号レオパレスエミネント205
債務者　谷口　　学
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１００６号
東京都武蔵野市境５丁目20番25号ニューサンハイツ201
債務者　阪倉　聡一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２２５号
福岡市東区八田１丁目６番34号
破産者　株式会社アクアス
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４６号
福岡市南区大池１丁目12番37号
破産者　有限会社福岡流通企画
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０８２号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目８番８号
破産者　株式会社アルファホームズ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８７号
東京都江東区福住１―17―11
破産者　株式会社アブリール
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８８号
東京都中野区上高田４丁目17―１―706
破産者　阿部　将延
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７０号
東京都港区麻布台１丁目１番８号
破産者　有限会社ヨエモンフーズ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７２号
東京都港区六本木３丁目13番６号　ウィンド六本木
破産者　有限会社與衛門商会
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０２号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号
破産者　株式会社エステル・ジャパン
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５８０号
東京都目黒区下目黒２丁目17番３号　Ｋ’ｓＯＮＥビル２階
破産者　株式会社ｄａｎｇｏ
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７５１号
東京都板橋区蓮根２丁目31―21―304
破産者　大平　雅俊
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７７０号
埼玉県三郷市三郷１丁目５―６　エルドラドＯＮＥ804
破産者　澤城　昭一
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８５０号
東京都世田谷区桜３丁目22―１
破産者　石井　成雄
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９６４号
東京都豊島区長崎３丁目３―14―202
破産者　松田江身子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１４９号
東京都港区新橋２丁目10―１―402
破産者　矢島　　篤
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１８７号
東京都中野区若宮２丁目26―２―104
破産者　柏崎　允之
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４６号
東京都日野市日野台１丁目７番地28号　ロイヤルコート日野１階Ａ号室
破産者　立建工機株式会社
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４７号
神奈川県三浦市初声町和田1767―18
破産者　武石　成文
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４８号
東京都日野市三沢４丁目３―３―201
破産者　武石　一成
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部